資料４

■沿道アクセススペースの利用ルール

沿道アクセススペースの前提条件

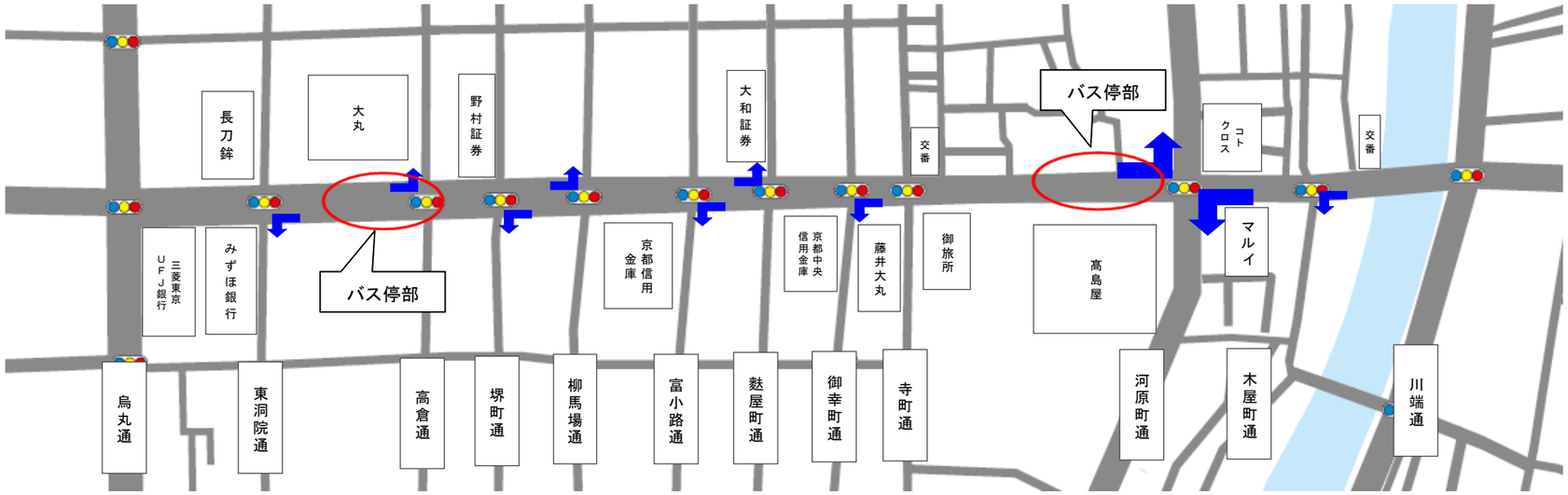

【沿道アクセススペースの前提条件】

（１）バス停留所

バス停については，東洞院通～高倉通間と寺町通～河原町通間の２箇所に集約する。

（２）交差点

四条烏丸，四条川端の交差点周辺の道路構造は，現状と大きく変更しない。

四条通から細街路・河原町通への左折車両が，四条を通行する他の交通に影響を与えないようにする。なお，現状において，当該区間の四条通から細街路・河原町通へは右折禁止である。

上記（１）（２）の支障とならない箇所で各細街路間に沿道アクセススペースを配置する。

■ 沿道アクセススペースの利用ルール

○沿道アクセススペースの種類と当会議の独自ルール

【タクシースペース（タクシー乗り場）】

・客待ち可能なタクシーの乗降場を設定する。

・客待ちをするタクシーの駐車は，指定台数のみとする。

【貨物車スペース】

・貨物車が利用するスペースとする。

・短時間の積卸しをする車両が利用可能なスペースとする。

※貨物車の定義・・・荷物を運送する自動車（道路運送法に基づく事業用自動車及び自家用自動車の両方を含む。）

【車種を限定しないスペース（フリースペース）】

・人の乗降又は短時間の積卸しをする車両が利用可能とする（一般の乗用車（停車行為），貨物車，タクシー（乗降のみ）が利用できる）。

＜時間による使い分けを行うスペースを設定＞

・午前と午後の種類が異なるスペースを設定する

（利用区分一覧）

	タクシースペース	貨物車スペース	フリースペース
タクシー	◎	×	○※2
貨物車	×	○※1	○※2
一般の乗用車	×	×	○※2

◎…客待ちをするタクシーの駐車が可能
○…※１　短時間の積卸しをする場合に利用が可能
　　※２　人の乗降又は短時間の積卸しをする場合に利用が可能
×…利用不可